

令和8年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和8年7月2日（木）午後2時から4時まで
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、大島 佳奈子委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約係主査
議事概要	開会 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 (1) 令和7年度下半期 契約締結状況について (2) 令和7年度下半期 審議案件について ①制限付一般競争入札（1件） ②指名競争入札（1件） ③随意契約（入札後随意契約）（2件） ④随意契約（特命随意契約）（3件） 4. その他 閉会
審議の対象とした期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで 301件（内訳：制限付一般競争入札15件、総合評価方式入札3件、希望制指名競争入札79件、指名競争入札68件、随意契約136件）
報告資料	1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 各審議案件資料 4. 審議案件補足資料、その他資料
審議案件	合計 7件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

令和８年度 第１回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

１．令和７年度下半期 契約締結状況について

事務局から令和７年度下半期の契約締結状況を報告。

平均落札率は９３．４％であった。

２．令和７年度下半期 審議案件７件について

事務局から資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」に基づき報告し、審議を行った。

（１）制限付一般競争入札（１件）

①「特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘大規模改修電気設備工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
・建設共同企業体方式発注基準では、構成員を３者とする案件だが、入札等審査委員会の審議を経て２者とした旨説明があった。令和８年４月に同基準を改正しているが、どのような経緯で改正を行ったか。 ・建築工事、空気調和設備工事、給排水衛生設備工事、昇降機設備工事を別途工事としているが、１つの工事としてまとめて発注したほうが効率的・経済的ではないか。 ・最低入札参加者数が１ＪＶとあるが、競争性は確保できているのか。 ・低入札調査価格を下回る応札だが、予定価格の設定は妥当だったのか。それとも、応札した事業者がこの金額で問題ないということなのか。	・近年、建設費の上昇や技術者不足から、大型の工事案件での入札不調が多く発生しており、不調対策として、施工の技術難易度等を勘案しつつ要件緩和を行ってきた。建設業界を取り巻く環境変化等を踏まえ、対象工事の規模や構成員数等の改正を行った。 ・公共工事では官公需法に基づき、業種ごとの分割発注を基本とすることから、原則として分割して発注している。なお、工期や工事内容から一体実施の必要を認める場合等には、昇降機設備工事を建築工事に含めるなど、例外的に複数工種を一括発注する事例はある。 ・不調対策として１ＪＶとしているが、事業者には入札参加者数や応札金額が分からないため、競争性は確保できていると考えている。 ・事業者から提出された書面及びヒアリングの結果、その金額で入札した理由や内訳は概ね適正であり、配置予定技術者や施工体制等も踏まえ、履行可能と判断した。予定価格の設定については、一定の積算基準に基づき設定しており、適正だったと考えている。

・低入札調査価格を下回っていても、調査の結果、履行可能と判断したときは契約するということか。	・調査基準価格を下回り、失格基準を下回らない価格で入札を行った者について、調査を実施し、審査の結果、契約内容に適合した履行が可能と判断したときは、落札者としている。
--	--

(2) 指名競争入札（1件）

②「元気ぷらご改修実施設計業務委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
・設計は応札額に開きが生じやすい印象だが、本案件は開きが少なく、事業者が適切に見積りできたと見受けられる。	・今後も、予定価格の設定や設計図書の作成等、事業者が適切に見積りできるよう努めていく。

(3) 随意契約（入札後随意契約）（2件）

③「十条地域振興室什器備品等の購入」

④「袋保育園外2園職員トイレ洋式化改修工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
③および④について ・辞退した事業者のうち、辞退理由を記載しない事業者がおり、辞退理由を記載するよう促してほしい。 ③について ・1度目の開札で応札額が予定価格を上回り、2度目でも上回り、その後価格交渉により契約するというかたちの「入札後随意契約」は、よくあることなのか。区の希望額に近い金額で契約するのか。予定価格の設定が妥当だったのか、改善の余地があるのではないか。	・事業者には辞退理由の記載に協力してもらえよう引き続き促していく。 ・複数回不調の後、地方自治法施行令に基づき8号随意契約を行う案件は一定数ある。物品契約では予定価格は公表しておらず、事業者が再度見積もった金額で価格交渉を行っている。事業者は任意で協議に応じ、価格交渉が成立し契約に至ることもあれば、不調になることもある。 ・近年は急激な物価高騰による影響が大きいですが、適切な下見積の徴取による実勢価格の把握や、それを踏まえた予定価格の設定について、引き続き所管課と調整していきたい。

(3) 随意契約（特命随意契約）（3件）

⑤「令和7年度北区区民生活支援金支給業務委託」

⑥「赤羽台西小学校新築工事監理業務委託」

⑦「共通宛名管理システム改修対応委託（令和7年度分）」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
⑤について ・支給額と事務費の費用対効果は妥当なのか。 ・複数事業者からの見積徴取に加え、複数の手段で妥当性確認を行っており、費用を抑えた上で迅速な事業実施につなげられたことを評価したい。 ⑥について ・工事監理業務の受注者は、設計業務をプロポーザルで受注した事業者であるが、設計者選定のプロポーザルにおいて、第一段階審査と第二段階審査とで順位が大幅に入れ替わっているのはなぜか。 ⑦について ・共通宛名管理システムとは何か。 ・システムの改修作業をシステム導入した事業者以外が実施することができないベンダーロックインが見受けられる。DX推進を妨げるおそれがあるため、解消したほうがよい。	・契約金額の妥当性については、「特命随意契約予定金額妥当性確認書」により、過去に契約した同種同規模の案件との比較検討や事業者の見積精査等の確認を行っている。本件は、緊急の必要がある案件であることから、複数事業者から見積りをとったうえで、最も安価で、かつ最も早く業務を開始できる事業者と契約した。 ・第一段階は第二段階に進む事業者数を一定程度絞ることを目的に行い、第一段階での得点は第二段階には持ち越さず、第二段階では改めて技術提案等による審査を行ったものであった。 ・地方公共団体で業務上必要となる宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行うシステムのことである。 ・本件は標準準拠システム連携に伴う改修であり、現行業者の対応が必須であった。システム更改時には、入札やプロポーザル等で適切な業者選定を実施できるようにすることがベンダーロックインの解消につながると考えている。

審 議 結 果

- ・ 全体として概ね適正かつ適切に処理されていた。
ベンダーロックインは、公正取引委員会の調査報告にもあるとおり、官公庁の契約における課題のひとつとして広く認識されており、解消していかなないとDXに対応できなくなるおそれがある。解消に向けた発注方法の検討も含め、今後に期待したい。
- ・ 物価高騰や人材不足など厳しい社会情勢の中で、定められたルールに則り、落札・契約につなげられていることは評価できる。
辞退者の辞退理由の記載は、徹底するようにしてもらいたい。
- ・ 公共事業は非常に大きな金額が動くものであり、それが税金であることを自覚し、引き続き、適正な処理に努めてもらいたい。